平成六年農林水産省・運輸省令第三号

林組合法による倉荷証券発行の許可の取消 農業協同組合法、水産業協同組合法及び森 しに係る聴聞手続規則

可の取消しに係る聴聞手続規則を次のように定め 三年法律第三十六号)を実施するため、水産業協 同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許 法律第二百四十二号)及び森林組合法(昭和五十 い、並びに水産業協同組合法(昭和二十三年 政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行

第一条 百条第一項において準用する場合を含む。)又法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第 いう。)の規定に基づく聴聞の手続については、 許可の取消しに係る行政手続法(以下「法」と 準用する倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十 は森林組合法第十五条第五項(同法第百九条第 第四項、水産業協同組合法第十二条第四項(同 和二十二年法律第百三十二号)第十一条の十三 この省令の定めるところによる。 「行政庁」という。)が行う農業協同組合法(昭 号)第二十二条の規定による倉荷証券発行の 項において準用する場合を含む。)において 農林水産大臣及び国土交通大臣(以下 3

第二条 この省令において使用する用語は、 おいて使用する用語の例による。 法に

(聴聞の期日又は場所の変更)

- 日又は場所の変更を申し出ることができる。 理由があるときには、行政庁に対し、聴聞の期 を含む。)において、当事者は、やむを得ない 場合(同条第三項の規定による通知をした場合 行政庁が法第十五条第一項の通知をした 2
- 3 り聴聞の期日又は場所を変更することができ 行政庁は、前項の申出により、又は職権によ
- 知しなければならない。 又は同項の許可を受けている者に限る。)に通 た時までに法第十七条第一項の求めを受諾し、 事者及び参加人(聴聞の期日又は場所を変更し 場所を変更したときは、速やかに、その旨を当 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日又は

(関係人の参加許可の手続)

住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき 聴聞の期日の十日前までに、申請者の氏法第十七条第一項の規定による許可の申

> 利害関係を有することの疎明を記載した書面を 出してするものとする

2 ならない。 やかに、その旨を当該申請者に通知しなければ 可の申請をした者の参加を許可したときは、速 主宰者は、法第十七条第一項の規定による許

(文書等の閲覧の手続)

第五条 法第十八条第一項の規定による閲覧の請 場合については、口頭ですることができるもの する資料の標目を記載した書面を提出してする 求は、請求者の氏名、住所及び閲覧をしようと とする。 の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった ものとする。ただし、聴聞の期日における審理

2 行政庁は、閲覧を許可したときは、その場で とがないよう配慮するものとする。 おける当該請求者の意見陳述の準備を妨げるこ おいて、行政庁は、聴聞の期日における審理に 当該請求者に通知するものとする。この場合に 閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を

の規定による拒否の場合を除く。)は、閲覧のることができないとき(法第十八条第一項後段 場合に、当該審理において当該資料を閲覧させ ければならない 応じて必要となった資料の閲覧の請求があった 日時及び場所を指定し、当該請求者に通知しな 行政庁は、聴聞の期日における審理の進行に

(主宰者の指名の手続)

第六条 法第十九条第一項の規定による主宰者の 指名は、聴聞の通知の時までに行うものとす る。

とができる。 行政庁は、 職権により、主宰者を変更するこ

3 に、新たな主宰者を指名しなければならない。 該当するに至ったときは、行政庁は、速やか (補佐人の出頭許可の手続) 主宰者が法第十九条第二項各号のいずれかに

第七条 るものとする。ただし、法第二十二条第二項 名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐 請は、聴聞の期日の五日前までに、補佐人の氏 この限りでない 可に係る事項につき補佐するものについては、 頭させようとする補佐人であって既に受けた許 する事項を記載した書面を主宰者に提出してす む。)の規定により通知された聴聞の期日に出 (法第二十五条後段において準用する場合を含 法第二十条第三項の規定による許可の申

2 知しなければならない。 主宰者は、補佐人の出頭を許可したときは、

3

第八条 主宰者は、 意見を聴くことができる。

2 の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し る。 は、その者に対し、陳述を制限することができ 事を整理するためにやむを得ないと認めるとき 該事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議

持するために必要な措置を講ずることができ 退場を命ずることその他聴聞の審理の秩序を維

(聴聞の期日における審理の公開)

- |第十条 行政庁は、聴聞の期日における審理を公 知するとともに、聴聞の期日及び場所を公示すの許可を受けている者に限る。) にその旨を通 開するときは、当事者及び参加人(その時まで るものとする。 に法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項
- たときは、速やかに、その旨を公示するものと 二項の規定により聴聞の期日又は場所を変更し

となる事実その他当該事案の内容についての意の件名並びに当該聴聞に係る不利益処分の原因 見を記載した書面により行うものとする。 書の提出は、提出する者の氏名及び住所、聴聞 (聴聞調書及び報告書の記載事項)

第十二条 法第二十四条第一項に規定する聴聞調 審理が行われなかった場合においては、 れに記名押印しなければならない。 に掲げる事項を除く。)を記載し、主宰者がこ 書には、次に掲げる事項(聴聞の期日における 第四号

速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通

当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみ 事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、 聴聞の審理における補佐人の陳述は、

(参考人)

る者をいう。以下同じ。) の出席を求め、その 的事項、当該事案の事実関係等について証言す 聴聞への参考人(聴聞に係る事案に関する専門 必要があると認めるときは

第九条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当 (聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持)

主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞

3

2 前項の規定による公示後において、第三条第

(陳述書の提出の方法等)

第十一条 法第二十一条第一項の規定による陳述

これらの者の代理人及び補佐人(以下この た行政庁の職員の氏名及び職名 において「当事者等」という。) 並びに参考 人の氏名及び住所並びに聴聞の期日に出頭し 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人、

五 聴聞の期日に出頭しなかった当事者等の氏 とについての正当な理由の有無 及びその代理人については出頭しなかったこ 名及び住所並びに当該当事者等のうち当事者

の要旨(提出された陳述書における意見の陳六 当事者等、参考人及び行政庁の職員の陳述 述を含む。)

提出された証拠書類等の標目

八 その他参考となるべき事項

2 することができる。 者が適当と認めるものを添付して調書の一部と 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰

押印しなければならない。 次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名 法第二十四条第三項に規定する報告書には、

者等の主張 不利益処分の原因となる事実に対する当事

一 前号の主張に理由があるか否かについての 主宰者の意見

三 前号の意見についての理由 (聴聞調書及び報告書の閲覧の手続)

第十三条 法第二十四条第四項の規定による閲覧 聞の終結後にあっては行政庁に提出してするも 書面を、聴聞の終結前にあっては主宰者に、聴 うとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した の請求は、請求者の氏名、住所及び閲覧をしよ

2 合を除き、閲覧の日時及び場所を当該請求者に 閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場 通知するものとする。 行政庁又は主宰者は、 聴聞調書又は報告書

この省令は、公布の日から施行する。

省・運輸省令第二号) (平成一二年九月四日農林水産

成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 この省令は、内閣法の一部を改正する法律 · 伞

_	する。 省・国土交通省令第二号) 日本交通省令第二号) は、国土交通省令第二号)